

公有化における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	石岡市	事業名	史跡・舟塚山古墳	事業形態	直接買上げ								
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
舟塚山古墳は大正10年に国の史跡に指定されている。全長186mの前方後円墳であり、周囲は建築物も少なく、視覚的にも目立つ存在であることから、現況でも訪問客は多い。墳丘部分は大半が既に公有地化が終了し、主に文部科学省の所有する土地となっている。令和4年以降、墳丘周辺の周溝部分の公有地化を進めているところである。これまで4筆購入が終了し、令和6年度はさらに4筆、令和7年度は5筆を購入予定である。周溝部分の多くは畑として使用されているが、近年は高齢化が進み、他の耕作者に土地を貸与したり、耕作そのものが放棄される傾向にある。耕作が放棄されると、荒地となる可能性もあり、公有地化が急がれる状況である。このような事情から、石岡市では土地所有者を綿密な連絡を取りつつ、公有地化を希望する地権者を優先し、公有地化を進めている。このことにより、史跡の万全の保護が可能となっている。 管理としては、地元団体やシルバー人材センターへと委託し、年2回から4回の除草清掃を行っている。また、やはり地元団体による見廻り看視を行っており、自転車の乗り捨てや産業廃棄物の廃棄、史跡の無断現状変更などに目を配っている。整備に関しては、県道沿いに見学者用駐車場を整備しており、墳丘に説明看板を設置しているとともに、石岡市立ふるさと歴史館における企画展示や地元の小中学生のふるさと学習に利用されている。また、地元議員により老朽化したトイレの改修を要望されるなど、地域の誇りとして大切にされている史跡であり、石岡市においては特別史跡常陸国分寺跡などの史跡と並び象徴的な存在となっている。今後もさらなる活用を促進し地域振興に寄与していく予定である。													
(2)令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地			公有化の緊要性		令和8年度以降当面の活用方針							
1	石岡市北根本			土地所有者からの要望により公有地化する。		舟塚山古墳敷地内には説明板が設置されている。現地を訪れる観光客や市民、市内小中学校等を対象として啓発を今後も継続していく。							
2	石岡市中津川			土地所有者からの要望により公有地化する。									
3	石岡市中津川			土地所有者からの要望により公有地化する。									
4	石岡市中津川			土地所有者からの要望により公有地化する。									
5	石岡市中津川			土地所有者からの要望により公有地化する。									
当該年度事業費		13,328千円	当該年度補助額	10,663千円									
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			R7～										→
管理 (R7買上地)	除草清掃	地元団体・シルバー人材センターへの委託。年2回から4回	R8～										→
	見廻り看視	地元団体への委託	R7～										→
活用 (R7買上地)	ふるさと学習	市内小中学校では地元の歴史に関する学習が積極的に行われ、副読本も作成。	R7～										→
	展示施設における常設及び企画展示	石岡市立ふるさと歴史館、常陸風土記の丘における常設展示。過去には企画展も実施。	R7～										→
	歴史ボランティアの会による現地案内	舟塚山古墳に興味を持つ市内外の団体や観光客に対し案内を行う。	R7～										→
	公民館等での講演会の開催	市内住民・市内団体を対象とした歴史講座を開催。年間50件程度実施している。	R7～										→
活用 (全体計画)	石岡市文化財保存活用地域計画	令和6年度文化庁認定。史跡の公有地化の方針を明記。	R5～14 (10年間、更新予定)										→
	保存活用計画	公有地化の進捗や他の史跡と調整しながら作成していく。											
上記に係る特記事項													